

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：法学委員会法史学・歴史法社会学委員会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>いかなる問題についても、学問的に考えようとする場合、歴史的思考を欠かすことができない。問題はすべて歴史的に形成されているからである。アクチュアルな問題の本質を探求しようとするれば、必ずや、その問題の歴史的文脈が問われねばならない。しかるに、今日、おうおうにして、そのような思考が疎んぜられる傾向、なしとしない。しかし、どんな問題についても、歴史的論及が必須であるから、その空隙に、非学問的政治的な言説が横行する傾向も生まれるのである。</p> <p>以上のような現状認識にたつて、法学における「歴史」的思考の意義について一般的に考える分科会を立ちあげることが必要であると考え。そして、実定法学を中心とする「同時代」的課題に取り組む諸学問との対話をはかりたい。</p> <p>「法における公と私」分科会などが取り組もうとしている課題は、歴史的思考なしには究明されえないと思われるので、また、法の歴史学にとって、「公と私」問題は最重要のテーマであることから、この分科会との連携も視野に収められる必要がある。</p>
4	審議事項	<p>(1) 実定法学における歴史的思考の意義</p> <p>(2) 法哲学および法社会学における歴史的思考の意義</p> <p>(3) 法史学の存在意義</p>
5	設置期間	<p>期限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	